

ASEAN-6の特許制度における 権利化阻止／対抗手段に関する調査・研究

国際第4委員会
第1小委員会*

抄 録 ASEAN諸国における特許出願は、日本企業による特許出願件数が各国で首位またはそれに次ぐ位置にあり、ASEAN諸国が依然として日本企業の事業活動における重要な地域であることが窺われる。従来、ASEAN諸国は、特許の権利化に長期間を要すること、および権利行使の難しさが懸念されていた。一方で、近年、ASEAN諸国の知財環境は進展すると共に、特許係争の数が増加しており、日本企業にとって脅威となる可能性がある。

そこで、この脅威に対処すべく、本稿では特許無効化手段に焦点を絞り、ASEAN-6：インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムについて、制度面と実務面の双方から調査・研究を行った。そして、特許権付与前と付与後において、無効化手段を活用する側（攻撃側）、受ける側（防御側）夫々の観点から、対応策と実務上の留意点について取りまとめた。

目 次

1. はじめに
2. 調査概要
3. ASEAN-6における無効化手段の整備状況
4. ASEAN-6における対応策と留意点
 4. 1 インドネシア
 4. 2 マレーシア
 4. 3 フィリピン
 4. 4 シンガポール
 4. 5 タ イ
 4. 6 ベトナム
5. まとめ
6. おわりに

1. はじめに

近年、ASEAN諸国における特許出願件数の伸びは微増傾向に留まるものの、日本企業による特許出願件数は依然として首位またはそれに次ぐ位置にある¹⁾。一方で、近年、ASEAN諸国では、国内企業や中国企業からの特許出願件

数が伸びており、今後、これらの企業のさらなる台頭が進むと思われる。また、ASEAN諸国における知財環境が徐々に進展しつつある実情に鑑みると、特許係争が活発になるおそれがある。そうすると、各国において円滑に事業を進めるために、他者が保有する特許出願や特許権を無効にし、脅威を低減させたいという需要が増加するものと予想される他、自ら保有する出願や特許権に対して、他者から無効化を提起されるケースも想定される。そのため、日本企業としては、現地の法制度や運用実態をうまく活かして、他者の特許出願や特許権を無効化すること、あるいは、仮に第三者から無効化を提起された場合には、しっかり対抗することが求められる。しかしながら、ASEAN諸国においては、法制度や情報公開基盤の整備が年々進展しており、最新の法制度、および活用の実態把握

* 2019年度 The First Subcommittee, The Fourth International Affairs Committee

が困難であった。

そこで、本稿では、ASEAN-6における特許無効化手段に焦点を当て、制度面とその運用実態について調査・研究を行うと共に、ASEAN-6において、特許権付与前と付与後のタイミングで、無効化手段を活用する側、および無効化手段を受ける側の双方から、講じるべき対応策および留意点を取りまとめた。なお、本稿は2019年度国際第4委員会第1小委員会のメンバーである、餅田義久（サカタのタネ；副委員長）、満木雄多（荏原製作所；副委員長）、井口裕介（ユニ・チャーム）、川崎玲二郎（サッポロホールディングス）、木村昌人（日鉄総研）、向後麻亜子（リコー）、佐藤進治（本田技研工業）、柴田有香（日本たばこ産業）、住吉博昭（サントリーホールディングス）、徳田圭佑（スズキ）が執筆した。

2. 調査概要

本稿では、特許権の権利化前／権利化後の状況下にて、①無効化手段を活用する側（攻撃側）、および②無効化手段を受ける側（防御側）、双方から講じるべき対応策と実務上の留意点について考察する。そこで、上記①、②の観点から、特許権の権利化前／権利化後において、関連する法制度および実務上の運用実態を調査した。

制度面の調査は、日本国際知的財産保護協会（以下「AIPPI・JAPAN」という）および日本貿易振興機構（以下「JETRO」という）が発行した調査報告書を主とし、また各国特許庁ウェブサイト²⁾に掲載されている内容、あるいは有識者へのヒアリングにより最新の情報を取

得した。

実務上の運用実態は、本稿に係る2019年度国際第4委員会メンバーの経験に基づく議論、有識者へのヒアリング、およびASEAN-6の代理人に対する質問や回答を基に調査した。有識者ヒアリングでは、黒瀬 雅志弁理士（黒瀬IPマネジメント）、清水 亘弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス代表）、森山 正浩弁理士、横川 聡子弁理士、および岩井 久美子弁護士（以上、アンダーソン・毛利・友常法律事務所）にご協力いただいた。なお、本稿において、権利化前とは、特許出願から特許査定（日本における特許査定相当の通知の送達）前までの期間を指し、権利化後とは、それ以降の期間を指す。

3. ASEAN-6における無効化手段の整備状況

表1に、権利化前と権利化後でのASEAN-6における無効化手段の有無を示す。権利化前の無効化手段として、国ごとに、情報提供制度、および異議申立制度の有無を調べ、その概要を整理した。また、各手段の有無および分類は、特許法もしくはそれに相当する法律、または施行規則に基づき判断した。同表に示すように、インドネシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの5カ国では、権利化前および権利化後の双方における無効化手段として法律上の制度がある。その一方で、マレーシアでは、権利化前の無効化手段について、法律上の制度はない。ただし、当委員会メンバーによる実務

表1 ASEAN-6における無効化手段の有無

	ID	MY	PH	SG	TH	VN
権利化前	○	△	○	○	○	○
権利化後	○	○	○	○	○	○

○：法制度あり，△：法制度はないが、実務的に行った実績がある等を調査で確認，×：制度・手段なし
ID：インドネシア，MY：マレーシア，PH：フィリピン，SG：シンガポール，TH：タイ，VN：ベトナム

表2 権利化前における無効化手段の概要（情報提供／異議申立）

		ID	MY	PH	SG	TH	VN
情報提供	有無	×	△	○	○	△	△
	条文	-	-	47条	32条	-	-
異議申立	有無	○	×	×	×	○	○
	条文	49条	-	-	-	31条	112条
	時期	公開後 6ヵ月以内	-	-	-	公開後 90日以内	公開後審査中
	利害関係人の制限	なし	-	-	-	なし	なし

○：法制度あり，△：法制度はないが，実務的に行った実績がある等を調査で確認，×：制度・手段なし

表3 早期審査制度の概要

	ID	MY	PH	SG	TH	VN
ASPEC ^{*1)}	○ (11件)	○ (89件)	○ (10件)	○ (1件)	○ (118件)	○ (56件)
PPH ^{*1)}	○ (978件)	○ (483件)	○ (242件)	○ (163件)	○ (0件)	○ (202件)
対応外国出願の 審査結果利用	○	修正実体審査	○	-	○	○
早期審査請求	-	○	○	-	-	○

○：運用実態がある，または制度上，可能である

※1) 各制度スタート時から2018年2月までの累積数

上の経験や有識者ヒアリングによると，実務的には無効化手段を講じた実績があるとの情報を得たので，△としている。実務的な手段も含めると，全ての国が権利化前および権利化後の双方において何らかの無効化手段を有する。ただし，実務的な手段は，必ずしも認められるわけではない点に注意が必要である。

表2に，ASEAN-6の権利化前における無効化手段の概要を示す。本稿では，特に記載がない限り，本文や表の「条文」の欄に，特許法またはそれに相当する法律の条項番号を示す場合，単に数字のみを記す。表2に示すように，実務的な手段も含めると，いずれの国も情報提供制度および異議申立制度(権利化前)のうち少なくとも一方の手段を有しており，権利化前における無効化手段が存在していることが分かる。

また，権利化前において，他者から無効化手段を講じられる際の対抗手段のひとつとして，早期権利化も有効と考え，その制度有無などを

調査した。表3に，ASEAN-6における早期審査制度の概要を示す。いずれの国も，早期審査制度を有していることが分かる。

表4に，ASEAN-6の権利化後における無効化手段の概要を示す。本稿では，無効化手段を，行政手続（無効審判制度・権利化後の異議申立制度）と，司法手続（訴訟；無効の申立）に大別し，各々概要をまとめた。表4に示すように，インドネシア，フィリピン，シンガポールおよびベトナムは，行政手続が可能である一方，マレーシアおよびタイは，行政手続が認められていない。従って，マレーシアおよびタイでは，第三者が他人の特許を無効にしたい場合，訴訟を提起しなければならない。

また，権利化後に無効化手段を提起された場合の対抗手段のひとつとして，訂正・訂正審判制度の有無や運用実態を調べ，表5に整理した。

さらに，権利化前後に関わらず，防御側／攻撃側共に，相手の権利の中身などを確認する上

では、個別案件に対する情報の閲覧がどの程度可能かどうかが重要になる。そこで、ASEAN-6におけるオンライン上での情報閲覧の可否を調べた。表6に、各国特許庁ウェブサイトにおいて、個別案件の情報（例えば、書誌情報や公報）が閲覧可能であるか否かを示す。いずれの国も、書誌はオンライン閲覧が可能である一方、経過情報や書類の中身を閲覧できる国は一部に留まる^{3)~9)}。

4. ASEAN-6における対応策と留意点

以下、ASEAN-6における無効化手段の特徴について、説明する。本稿では、権利化前／権利化後に分け、それぞれの場面における制度面の特徴、加えて、特許出願／特許権の無効化手段を活用する側（攻撃側）および無効化手段を受ける側（防御側）、双方からの対応策や実務上の留意点について説明する。

表4 権利化後における無効化手段の概要

		ID	MY	PH	SG	TH	VN
行政手続 ^{*1)}	有無	○	×	○	○ ^{*2)}	×	○
	制限	(主)(時)	-	(主)(時)	(時) ^{*3)}	-	-
司法手続	有無	○	○	○	×	○	×
	制限	-	(主)	-	-	(主)	-
留意点		・第三者による特許取消訴訟提起可能	・補正(訂正)の制限撤廃予定(20年改正)	・侵害訴訟での無効認定に對世効あり	・いつでも誰でも再審査請求可能(19年改正)		

○：法制度あり， ×：制度・手段なし， (主)：主体的制限あり， (時)：時期的制限あり， -：制限なし

※1) 行政手続：異議申立（権利化後），権利化後再審査請求，または無効審判

※2) 権利化後再審査請求および無効審判がある（前者は2019年改正により新設）

※3) 無効審判についてのみ時期的制限あり

表5 訂正・訂正審判等

	ID	MY	PH	SG	TH	VN
有無	○	○	○	○	×	○
条文	69条	79A条	59条	83条	-	97条
特記事項	訂正審判減縮等可能	訂正制限緩和予定(20年末改正予定)	-	登録後補正	書誌事項のみ可能 実体補正不可	減縮のみ可能

○：法制度あり， ×：制度・手段なし

表6 個別案件に関するオンライン情報閲覧の可否

	ID	MY	PH	SG	TH	VN
書誌	○	○	○	○	○	○
経過情報 ^{*1)}	△ ^{*3)}	×	○	○	△	×
包袋 ^{*2)}	×	×	○	○	△	×

○：英語で公開， △：現地の公用語で公開， ×：非公開

※1) リーガルステータス（例えば、拒絶理由通知の発行に関する情報）を閲覧可能であることを示す。

※2) 審査・審判段階における書類（例えば、拒絶理由通知や意見書）の中身を閲覧可能であることを示す。

※3) 拒絶，登録，失効，継続中，満了の状態が確認可能だが，審査進捗情報は確認不可。

4. 1 インドネシア

(1) 無効化手段の特徴

(権利化前)

インドネシアでは、権利化前における無効化手段として、異議申立制度が存在する(第49条)。

異議申立制度は、何人も、出願公開の日から6ヵ月の間、大臣に対して、書面による理由を付して、出願に係る発明に関し自己の意見/異議を提出することができる制度である。

当該異議を主張する際に、当該発明の特許性を否定する見解のみが記載された書面を提出するだけでもよい。当該見解としては、一般に公開され、知られている技術であることを示す証拠を書面化した資料が挙げられる(例えば、当該発明の特許性を否定し得る特許公報)。

一方、申立を受けた当該出願の出願人は、申立受理の通知書の日から30日以内に、書面により意見/異議に対する説明/答弁を提出することができる。

異議申立の際に提出された他人からの意見/異議、あるいは出願人からの説明/答弁は、審査官が実体審査する際の補足資料として用いられるが、当該異議申立や答弁書に対して、庁の見解が示されるわけではない(第49条)。よって、インドネシアの異議申立は、審議結果はあくまで補足資料に過ぎず、確実に異議を構成するものではなく、日本の情報提供に似ている点に留意する。

(権利化後)

インドネシアでは、権利化後における無効化手段として、特許無効審判制度が存在する(第70条)。

特許無効審判は、利害関係人またはその代理人が、特許付与決定の無効を審判委員会に対して請求することができる制度であり、審判委員会に対して、大臣に宛てた謄本と合わせて書面により行われる。無効審判を請求する者は、書

面により不服およびその理由を、明確な証拠を以て十分に説明しなければならない。

また、商務裁判所に特許取消訴訟を起こすこともできる。特許取消訴訟は、無効審判の請求期間経過後も可能であり、審判のみに縛られずに対応することができる(第130条(b)/第132条(2))。

一方、出願人は、特許付与通知後、3ヵ月以内であれば、特許付与後の明細書、特許請求の範囲および/または図面について訂正審判を請求することができる。ただし、訂正の事項は、(a) 特許請求の範囲の減縮；(b) 明細書の翻訳における誤りの訂正；および/または(c) 不明瞭または曖昧な明細書の内容の明確化、以上の事項に限られる(第69条)。

(2) 権利化前の対応策と実務上の留意点

(攻撃側)

公式な手段として、書面による大臣への異議申立ができる。当該書面は、実体審査での補足資料として活用されるため、権利化を阻止できる可能性が高まる。

異議申立を行う際には、対象となるインドネシア特許出願の内容や他国のファミリー経過を分析し、異議の中身を検討することを推奨する。

当該出願が他国にファミリーをもたず、インドネシアにのみ出願された案件の場合でも、インドネシアでは、現地代理人を通して、インドネシア特許庁の紙包袋を入手することで、詳細情報を確認することができる¹⁰⁾。

現地から入手できる包袋は、インドネシア語に限られるため、出願内容が容易に把握できない点が懸念される。ただし、インドネシアに出願されている特許は、その大半が、日米欧中韓の五大特許庁¹¹⁾(以下、「五庁」という)からの出願であり、インドネシア国内の居住者からの出願数が全体の1割程度に留まる。そのため、ファミリー出願を活用すれば、現地語以外での

内容の把握が可能と考えられる¹²⁾。

(防御側)

異議申立を受ける前は、攻撃側の権利化阻止対応の機会を少なくすることが有効であると考えられる。前述した通り、現在、インドネシアへの出願の大半が五庁からの出願である。また、有識者ヒアリングによれば、第一国で登録となっている場合、インドネシアでも登録になる可能性が高いことが分かった。そのため、第一国での権利を確定させ、早期権利化手段を利用して、攻撃側の権利化阻止対応の機会を減らすことを推奨する。

一方、出願人として、他者から異議申立を受けた場合には、申立の中身を精査し、適切な補正を行うことを提案する。

また、適正な判断を仰ぐためにも、審査官に発明の技術的意義などを的確に理解いただくことも有用と考える。有識者によると、インドネシアでは、実務的ながら、審査官に対して面接や説明会などを通じて技術説明を行うことが可能であるとの情報を得た。そのため、発明の技術的意義や、五庁での審決の内容を説明するため、審査官に面接などを申し込むことも検討の余地があると考えられる。ただし、これらの手段は、あくまで実務的な対応であるため、実施にあたっては、現地代理人などと適宜相談するよう留意する必要がある。

(3) 権利化後の対応策と実務上の留意点

(攻撃側)

登録特許に対して、無効審判を請求することができる。権利化後の無効審判を請求する際の実務ノウハウとして、有識者からは、無効理由は、当該案件が五庁で出願されているのであれば、独自に見解を組み立てて主張するよりも、五庁での審決の内容を用いる方が有効であること、さらに、審判官に対し面接や説明会などの技術説明を行い、無効理由を直接説明するの

が効果的である、という情報を得た。

また、インドネシアでは、商務裁判所に対して特許取消訴訟を起こすこともできる。特許取消訴訟の提起は、無効審判の請求可能期間経過後も可能であり、審判のみに縛られずに対応することができるという利点がある(第130条(b)/第132条(2))。

(防御側)

特許無効審判の請求を受けた場合には、無効理由を精査し、必要に応じて訂正審判を請求して、無効理由を解消することが有効である。ただし、訂正の事項は、(a) 特許請求の範囲の減縮；(b) 明細書の翻訳における誤りの訂正；(c) 不明瞭または曖昧な明細書の内容の明確化、以上の事項に限られる点に留意する(第69条)。

4. 2 マレーシア

(1) 無効化手段の特徴

マレーシアでは、権利化前における公式の無効化手段は存在しない。一方、権利化後では、特許無効の訴えが存在する(第56条)。

特許無効の訴えは、高等裁判所に対して行われる(同条第1項)。訴えの提起は、特許の付与後であれば、いつでも提起することができるが、自己の法的利益を侵害される者、すなわち、利害関係人に限られる(同項)。無効理由としては、新規性や特許性欠如、明細書などの記載要件不備、などがある(同条第2項各号)。

(2) 権利化前の対応策と実務上の留意点

(攻撃側)

マレーシアでは、条文上、第三者による、特許庁に対する特許無効化手段が存在しない。しかし、当委員会メンバーの経験と有識者の見解が一致するところとして、審査官に対する実務的な情報提供の手続が認められており、本手続に基づいて他社の出願に対して攻撃することが実務上可能であることが分かった。

実務的な情報提供は、防御側に直接反論の機会が与えられないので、攻撃側にとって有利と考えられる。一方で、情報提供の際には、対象特許のクレーム範囲を把握する必要があるが、マレーシアでは包袋を閲覧することができないため、他国のファミリーから権利範囲を推測することを推奨する。この点、有識者からは、実務的な情報提供制度を活用する場合、五庁での拒絶確定の結論を提供することが望ましいとの情報を得ることができた。五庁における審査状況によって、拒絶理由通知しか入手できない場合は、当該拒絶理由通知にマレーシアの現地代理人による技術説明を付加することが実務上効果的とのことである。また、攻撃側として、実務的な情報提供制度を行う際には、同制度を最大限に活用するためにも、マレーシアの現地代理人が技術説明を円滑に行えるよう、現地代理人の技術理解が向上するよう努め、現地代理人との密接な連携を図ることが重要であるとの意見もあった。ただし、情報提供は、あくまで実務的な手段であるため、検討する際には、事前に現地代理人と相談の上、推進するべきである点に留意する必要がある。

なお、マレーシアでは、2020年末を目標に、権利化前における異議申立制度、および公式な情報提供制度の導入が進められている¹³⁾、¹⁴⁾。導入後は、状況に応じた特許無効化手段が選択できるようになると考えられるが、あくまで未導入段階のため、その導入動向に留意する必要がある。

(防御側)

実務的な情報提供制度に基づく攻撃が起こりうるので、当該攻撃に備えることが有効である。実務的な情報提供の内容は、直接出願人に通知されることはないため、実務的には、拒絶理由通知を受領後、その内容を精査し補正を行うことで対応する。一方で、情報提供される内容は、五庁での審査または結論に則した内容となるこ

とが想定される。そのため、五庁でのファミリー経過から、予想される公知例や拒絶理由、あるいは拒絶理由を解消するための補正の方針や意見書の内容などを予め整えておくことにより、拒絶理由に対して迅速かつ的確に対応できるため、効果的な防御手段のひとつであると考えられる。

一方で、マレーシアでは、審査経過の公開が行われていないため、一般的に攻撃側が審査の実態を把握することは困難であり、当委員会メンバーも経験している。この点をうまく活かし、五庁での審査または結論にとらわれない補正を試み、さらに審査官面談を活用するなどして、審査を遅滞なく進めて権利化を行うことも、実務上、有効であるとの仮説を想起したところ、当該仮説に対して有識者からも賛同を得ることができた点を記載しておく。

(3) 権利化後の対応策と実務上の留意点

(攻撃側)

特許無効の訴えを行うことが効果的である。マレーシアにおいて、判決に至った特許無効の訴訟件数は、2010年以降、40～50件ほどであるとの情報があるものの¹⁴⁾、今回、さらに調査したところ、判決に至る前に、和解によって解決した案件が数多く存在することが分かった。そのため、特許無効の訴えは、有効な攻撃手段として活用されている実態が窺える。

また、特許無効の訴えの有効性についても調査したところ、裁判所での判断は妥当性が高く、現地でも有効な攻撃手段として利用されている実態が分かった。さらに、特許無効の訴えは、他国のファミリー経過を分析し、無効理由を構築することが有効であるとの有識者情報もあった。そのため、マレーシアで登録特許の無効の訴えを提起する際には、他国のファミリー経過を分析し、無効理由を構築することを推奨する。

(防御側)

権利者として、利害関係人による、特許無効

の訴えを受ける可能性がある。もしも、当該特許無効の訴えを受けた場合には、申立内容を精査し、対応する。

一方で、マレーシアでは、2020年末を目途に、訴訟継続中においても、従属項から独立項に訂正(補正)することができるよう、訂正制限の緩和に向けた法改正が検討されている¹³⁾、¹⁴⁾。当該法改正が行われた場合には、訴訟継続中の訂正手続の制限についての判決が示されたSKB Shutters事件の影響(第79A条)¹⁵⁾を、考慮する必要がなくなる点に留意する必要がある。

4.3 フィリピン

(1) 無効化手段の特徴

フィリピンでは、権利化前には情報提供制度、権利化後には取消請求制度が利用可能である。

情報提供制度は、出願日または優先日から18ヵ月経過後すみやかに出願公開された後(第48条)、何人も発明の特許性について意見を提出することができる制度である(第47条)。ただし、出願公開される時期は、必ずしも規定通りにならない事例があるとの報告があり¹⁶⁾、情報提供を行うタイミングに留意する。

取消請求制度は、請求人適格が、利害関係人に制限されており、新規性違反、進歩性違反、公序良俗違反等が取消理由となる(第61条)。取消が決定すると、クレームの一部(第61条2項)、あるいは、特許全体が、取り消される(第66条)。

取消請求は、特許権者による侵害訴訟が提起された場合、被告であれば、特許無効の抗弁として主張するための手段として講じることができる(第81条)。当該抗弁が、裁判所で認められた場合には、当該特許は取り消される。また、特許が無効になった場合、その効力は、当事者だけでなく、第三者にも及ぶ(対世効)。

また、フィリピンでは、訂正請求が可能である(第59条)。当該訂正請求は、日本の無効審

判制度における訂正請求に相当し、取消理由を解消させることができる(第65条2項)。訂正後は、特許が再発行される(第65条4項)。

(2) 権利化前の対応策と実務上の留意点

(攻撃側)

権利化前の段階で、無効化したい特許出願が見つかった場合、まずは、情報提供制度を活用することが有効である。

有識者によると、フィリピンの審査は、五庁の審査結果に影響を受ける傾向が強いとのことである。なお、有識者の中には、フィリピンでは、アメリカ出願に影響を受ける傾向が強い、との認識をもっている方もいるようである。そのため、情報提供を行う際には、五庁のファミリー経過分析を行い、拒絶理由通知や拒絶査定のようなネガティブな審査経過や、特許性を否定し得る公知文献に基づく情報提供を行うことが好ましいと考える。

一方で、フィリピンでは、審査官から他国の審査結果を提出せよとのリクエストが通知される場合があり(第39条)、五庁のいずれかで特許査定が出ている場合は、出願人から審査官に対してポジティブな見解が提出される可能性がある。また、フィリピンでの審査請求期間は6ヵ月程度と短く¹⁷⁾、かつ出願人が審査請求時に特許審査ハイウェイ(PPH)などの早期権利化手段を利用する可能性があることを考慮すると、攻撃側としては、それに先んじて、できる限り早期に、情報提供をすることがより好ましい。

有識者によると、審査官に対する情報提供は、必ずしも確実に効果を奏するものではないとの意見もあったが、フィリピンにおいて情報提供の効果を上げるためには、実務的ではあるが、審査官に技術説明を行い、技術的理解を促進させることが重要であるとの意見も得た。さらに、技術説明を行う際には、審査官に対して単に進歩性否定の論理を提供するだけでなく、補足的

な技術説明も併せて提出することが有効とのことである。そのため、フィリピンでは、現地代理人と連携し、審査官に対して適切に技術説明を行うなど、フィリピンの実務に沿った手段を講じることが有効と思われるが、あくまで実務的な対応であるため、検討する際には、事前に現地代理人と相談の上、決定すべき点に留意する必要がある。

(防御側)

第三者からの情報提供による無効化リスクを回避するために、情報提供に先んじて、早期権利化を行い、できる限り早く権利を確定させることが有効である。

五庁のファミリーの中に、拒絶査定が存在する場合は、その審査経過に基づく情報が第三者により提供され、審査官に否定的な心証が形成される可能性があるため、より早く権利を確定させることが有効と考える。早期権利化を行うためには、審査請求が可能になった時点で迅速に審査請求を実施したり、PPHやASEAN特許審査協力(ASPEC)を利用した早期権利化の措置を講じたりすることが得策である。

一方で、前述の通り、フィリピンでは他国の審査結果を提出するよう審査官から請求される場合があり、当該請求に出願人が応じない場合、出願が取り下げられたものとみなされる(第39条)。当該請求が行われると、ファミリーの中に特許性を否定する審査結果が存在する場合でも、その審査結果を審査官に提出しなければならず、特許性に影響が生じる可能性がある点に留意する必要がある^{18), 19)}。

(3) 権利化後の対応策と実務上の留意点

(攻撃側)

利害関係人であれば、特許の取消請求が可能である。取消請求を検討する際には、他国のファミリー経過などを分析し、慎重に検討する。

また、フィリピンでは、クレームの一部取消

を請求し、攻撃者自身の事業活動に支障のない範囲に減縮させることを試みることもできる。フィリピンでは、侵害訴訟の場面で特許が無効になった場合、効力が当事者だけではなく、第三者にも及ぶ(対世効)。

なお、フィリピンでは、2018年から、知財侵害事件について知財庁法務局による調停手続が義務付けられ、調停での解決を図ることも制度上は可能である。現時点では、運用から間もないため有効性を確認することは難しいが、この調停が対抗手段として有効か否かは、今後注目する必要がある。

(防御側)

取消請求が提起された場合、請求内容を受領後、すみやかに、請求内容を精査し、必要に応じて訂正請求を行うことが好ましい。

一方で、上記の通り、フィリピンでは、特許侵害訴訟において、被告に特許が無効である旨の抗弁を主張される可能性がある。当該特許無効の抗弁が認められると、対世的に、特許権の全部または一部が取り消される。この場合、もしもフィリピン国内において、複数の競合他社に対し当該特許権を行使していると、対世的な無効が誘引され、結果的に残りの競合他社に対する権利行使が無効となり、全ての権利行使が失効するリスクが生じる。そのため、侵害訴訟を提起する際には、当該権利の有効性(瑕疵の有無)を慎重に見極めた上で実行すると共に、仮に特許侵害訴訟において、被告による無効の抗弁が主張された場合には、無効の抗弁に対して、その内容を精査し、必要に応じて訂正することが推奨される。

4. 4 シンガポール

(1) 無効化手段の特徴

シンガポールでは、従来、権利化前の無効化手段としては、実務的な情報提供のみ可能であったが、2019年9月13日に施行された特許法

改正により、公式な情報提供も可能となった(第32条)²⁰⁾。

権利化後の無効化手段としては、無効審判が存在している他(第80条)、上記法改正により、新たに再審査請求制度が設けられた(第38A条)²⁰⁾。再審査請求制度は、時期的制限、主体的制限がなく、いつでも、誰でも、再審査請求が可能である。

(2) 権利化前の対応策と実務上の留意点

(攻撃側)

シンガポールでは、他国の審査によらず、独自の審査を進めていることから、審査前に、情報提供を行うことが有効と考える。

また、シンガポールでは、シンガポール知的財産庁(IPOS)のホームページ上で、出願経過や審査経過の閲覧が可能であることから、拒絶理由通知や意見書・補正書を分析し、精緻な情報提供を行うことができる。

(防御側)

シンガポールでは、権利化前の段階で異議申立が存在しないため、他者から情報提供された場合に、いかに対応するかが重要となる。

有識者によると、シンガポールにおいて情報提供が行われた場合、五庁と同等に、当該情報提供も参酌した拒絶理由が発行される可能性が高いとのことである。そのため、出願人としては、拒絶理由を慎重に検討した上で、必要に応じた補正や分割出願などを行いながら、権利化を進めることを推奨する。

(3) 権利化後の対応策と実務上の留意点

(攻撃側)

特許法改正により、無効審判(第80条)に加え、再審査制度(第38A条)が利用できるようになった。再審査制度は、運用開始から日が浅く、現時点において未知数であるが、時期的要件や利害関係人に関する制限がなく、特許付与

後2年という時期的制限があった無効審判に比べて利用しやすいため、権利化後の無効化手段として期待される。

(防御側)

無効審判などが提起された場合、権利者としては、無効理由などを精査し、五庁と同様に、訂正(第83条)などの対応を適宜選択の上、実行すればよい。ただし、今後は、時期的制限の緩和などの点で、活用が見込まれる再審査制度による無効化手段が懸念されるため、その運用実態を含め動向に留意する必要がある。

4.5 タイ

(1) 無効化手段の特徴

タイでは、権利化前の無効化手段として、異議申立制度が存在する(第31条)。異議申立は何人でも可能である(第31条)。異議申立人は、特許出願の公開日から90日以内に申立の必要があるが(小特許は、公報発行から1年以内(第65条の6)、異議申立から30日以内であれば追加の証拠提出が可能である。

一方で、異議申立を受けた出願人は、異議申立通知の受領後、90日以内に答弁書を提出する必要があり、期間内に提出を行わない場合には放棄とみなされてしまう(第31条)。

また、権利化後の無効化手段として、タイでは、異議申立制度、無効審判制度のいずれも存在しない。ただし、これに類する制度として、特許の無効の訴えが存在する(第54条)。訴えの提起は、権利化後であればいつでも可能であるが、利害関係人または検察官に限られている(第54条)。

(2) 権利化前の対応策と実務上の留意点

(攻撃側)

タイでは、公式の異議申立制度が存在するが、実際、公式の異議申立制度は異議申立人の申立期間が特許公開から90日と短く、異議申立人側

からは使いにくく活用件数が少ない。一方で、有識者によると、実務上で権利化阻止を試みる場合には、実務的な情報提供のような手段を用いる場合が多いとのことである。また、情報提供は、実務的でありながら、審査官からは歓迎されており、特に他国での審査結果が情報として有効に働く一方、他国での審査の前に攻撃側が独自に調査して先行文献を提供したとしても、採用されず他国での審査を待って判断される事例もあるとの意見もあった。しかし、前述の通り、情報提供の内容が審査官に歓迎されていること、また、異議申立制度を活用した場合、出願人には反論の機会が与えられるが、実務的な情報提供では出願人には対抗措置が存在しないことから、タイにおける権利化前の無効化手段として、情報提供は有用と考える。よって、タイで権利前に出願に対して情報提供を行う際には、他国のファミリー経過を分析し、権利が減縮された国や、権利化できなかった国の審査結果で使われた文献などを使って情報提供を試みるのが有用であると考え。ただし、情報提供は、あくまで実務的な手段であるため、検討する際には、事前に現地代理人と相談の上、推進すべきである点に留意する必要がある。

(防御側)

異議申立を受領する前には、早期権利化手段を利用し、実務的な情報提供という攻撃を受ける機会を減らし、安全且つ早期に権利化することが有効と考える。日本で特許査定を得てから、PPHなどの早期権利化手段を利用すればよい。また、早期権利化をより進めるためには、審査官や代理人に正確に技術内容を理解してもらうことが重要となる。よって、特許庁への技術説明会を行うことも有効な手段である²¹⁾。

一方で、異議申立を受けた出願人は、異議申立書の写しを受領した日から90日以内に答弁書を提出しなければ放棄とみなされてしまうため(第31条)、必要に応じた補正を含め、迅速に対

応する。

(3) 権利化後の対応策と実務上の留意点

(攻撃側)

権利化後の無効化手段として、無効審判に相当する制度がないため、司法手続を活用する。具体的には、他国のファミリーの経過を分析し、裁判所へ特許無効の請求を行う。

当委員会メンバーの経験や有識者のアドバイスによると、タイで、特許の無効化を行う場合には、欧州などの外国特許の無効の結論を得てから、この結果をタイ裁判所へ提出することが実務上行われていることが確認できた。

審判官には当該外国特許無効についての確認義務はないが、裁判への影響が大きいとの有識者の意見もあることから、無効化の可能性を高めるためにも、他国ファミリーの無効結果を裁判所に提出することが望ましいと考える。

(防御側)

特許無効の訴えの内容を精査し、対応を検討する。特許庁同様、裁判所も外国での審査を重視しているとの有識者の意見もあることから、五庁(特にUS, EP, JP)で審査された引用文献、判断結果を確認し、反論を準備することが重要である。また、タイでは、登録特許のクレームの全部または一部を放棄することができる(第53条)。そのため、必要に応じたクレームの見直しも可能である。ただし、2020年11月時点において、登録特許の誤訳訂正ができない点に留意する必要がある。

4. 6 ベトナム

(1) 無効化手段の特徴

ベトナムでは、権利化前の無効化手段として、異議申立制度の他、有識者によると、実務的な情報提供制度が存在することが分かった。

異議申立は、出願が公開された日から、登録査定決定が下るまでに行う必要があり、誰でも

異議を申し立てることができる（第112条）。

権利化後の無効化手段として無効審判制度が存在する。無効審判制度は、権利の存続期間中であれば、いつでも、誰でも請求することができる（第96条）。有識者によると、ベトナムにおいて特許無効化手段を講じる際には、攻撃側・防御側いずれも、ベトナム知的財産研究所（Vietnam Intellectual Property Research Institute, 以下VIPRI²²⁾ という）から鑑定を取得することが有効であることが分かった。VIPRIはベトナムにおいて唯一の公的な知的財産関連の鑑定機関である。VIPRIが発行した鑑定は、証拠として知財庁に提出することができ、専門家の意見として重視される。また、有識者からは、VIPRIは柔軟な対応が可能であり、出願人の補正案に対しても鑑定することができること、加えて、追加の証拠を提出することで、鑑定結果を見直すこともできるとの情報を得た。

（2）権利化前の対応策と実務上の留意点

（攻撃側）

異議申立を行うことが有効と考える。ベトナムの異議申立制度は、公開されてから登録査定決定までの間のみ申立が可能であるが、ベトナムでは、審査経過が公開されていない。そのため、ベトナムの審査期間を考慮して申立を検討する必要がある点に留意し、出願人が拒絶理由通知への応答としてクレームが補正される前にすみやかに申立することが有効と考える。

（防御側）

ベトナムでは、権利化前の段階では、異議申立制度を利用した無効化手段が講じられるおそれがある。登録査定が決定されれば、異議申立制度が利用できなくなることから、異議申立を拒む観点からは、PPHなどを使い、早期権利化を行うことが有効と考える。

一方で、異議申立がなされた場合、当該異議申立に対する意見書・補正書の提出は、ベトナム

ム国家知的財産庁による通知書の発出日からわずか1ヵ月以内である（省令第20条1項d）。出願人は、期間延長請求書を提出し、費用を納付すれば、通知から2ヵ月まで期間を延長することができるが、いずれにしても、迅速な検討が必要な点に留意する（省令第9条2項）。

（3）権利化後の対応策と実務上の留意点

（攻撃側）

権利化後は、登録特許に対して、無効審判を請求することが可能である。ベトナムでは、ベトナム知財庁が運営する特許検索データベース（DigiPat）にて登録クレームを閲覧し、無効理由を検討することができる。無効化の可能性をより高めるためには、無効化に対してポジティブな無効鑑定がVIPRIから取得できるか否かを検討することを推奨する。

（防御側）

無効審判が請求された場合、請求内容を精査し、必要に応じて鑑定を取得しながら対応することが好ましい。前述の通り、防御側であっても、鑑定機関としてはVIPRIが有効である。

ベトナムでは、審査経過が公開されないため、攻撃側は、審査経過を考慮せずに無効審判を提起する可能性が高い。このため、防御側は、請求内容を受け取った時点で、自己の出願に係る審査経過を改めて確認し、当該審査経過時に通知された拒絶理由と無効理由とが同等であれば、当該無効理由は、審査経過において既に解消されている旨の反論を行うことも可能と考える。

また、防御手段としては、訂正審判を請求し、クレームを訂正することも可能である。ベトナムでは、無効審判が提起された後であっても、訂正審判を請求し、無効理由の解消を試みることができるが、クレームの減縮のみである点に留意する（第97条3項）。

5. まとめ

多忙を極めるJIPA会員企業、および本稿の読者の皆様が、より迅速にASEAN-6での特許無効化手段に関する特徴的な制度の把握、および、それを踏まえた対応策が確認できるよう、各国の権利化前後における特許無効化手段に関する対応策と実務上の留意点について、表7および表8にまとめた。また、本稿で用いた用語の定義を表9に整理した。

6. おわりに

本稿では、ASEAN-6における、特許権利化前後での無効化手段について、制度面および運用実態について最新情報を調査し、攻撃側および防御側の双方から、対応策と実務上の留意点について考察し、以下の見解を得た。

- ・ASEAN-6における無効化手段について、シンガポールは、五庁に近い特許制度や運用実態を有している一方で、残る5カ国は、国毎

表7 権利化前の対応策 まとめ

国		攻撃側	防御側
ID	Action	他国のファミリーの経過を分析し、異議申立する	1. 異議前：早期権利化手段を利用する 2. 異議後：申立内容を精査し、補正する
	Point	・異議理由の検討に、五庁の審査経過を活用する ・オンラインで包袋を閲覧できない。紙包袋の入手は可能だが、現地語である	・早期権利化することにより、異議申立される機会を減らす ・五庁の審査経過や、他国ファミリーの許可クレームを参考に対応する
MY	Action	1. 他国のファミリーの経過を分析し、現地のクレームを推測する 2. 情報提供を試みる	拒絶理由通知受領後、内容を精査し、補正する
	Point	・包袋を閲覧できないため、他国のファミリーから権利範囲を推測する ・情報提供はあくまで非公式であるため、実行できるかは代理人と相談が必要である ・拒絶理由の検討に、五庁の審査経過を活用する	・第三者が包袋を閲覧できないことを利用する→五庁と異なる補正をした場合、第三者は権利範囲を知ることができず、攻撃が難しい ^{*1} ・五庁の審査経過や、他国ファミリーの許可クレームを参考に対応する
PH	Action	1. 他国のファミリーの経過を分析する 2. 早期に情報提供する	他国審査状況の請求前：早期権利化手段を利用する
	Point	・五庁の審査経過を活用する ・フィリピンは、他国と比べ、審査請求期間が短いため、比較的短時間で権利化が進む可能性があることから、早めに対応する	・早期権利化によって情報提供を受ける機会を減らす ・五庁の審査経過や、他国ファミリーの許可クレームを参考に対応する
SG	Action	情報提供する	—
	Point	・五庁と同等レベルの審査が期待できる	・五庁と同等の対応ができる
TH	Action	他国のファミリーの経過を分析し、情報提供を試みる	1. 異議申立の受領前：早期権利化手段を利用する 2. 異議申立の受領後：精査し、必要に応じて補正する
	Point	・拒絶理由の検討に、五庁の審査経過を活用する ・情報提供はあくまで非公式であるため、実行できるかは代理人と相談が必要である ・情報提供した場合、出願人には直接反論の機会とは与えられないため、情報提供する側に有利であると考えられる	・早期権利化することにより、異議申立される機会を減らす ・五庁の審査経過や、他国ファミリーの許可クレームを参考に対応する
VN	Action	他国のファミリーの経過を分析し、異議申立を試みる	1. 異議申立通知の受領前：早期権利化手段を利用する 2. 異議申立通知の受領後：精査し、必要に応じて補正する
	Point	・審査経過が公開されていないため、出願人が拒絶理由通知への応答としてクレームが補正される前に速やかな申立を行う	・異議申立に対する意見書・補正書の提出は、ベトナム国家知的財産庁による通知書の発出日から1ヵ月以内であるため、迅速な検討が必要

※1) 例えば、USではクレーム1に従属クレーム2の限定を加える補正をする一方、MYではクレーム1に従属クレーム3の限定を加える補正をすると、USとは異なる権利範囲となり、第三者は推測が難しいとの仮定に基づく

表8 権利化後の対応策 まとめ

国		攻撃側	防御側
ID	Action	1. 他国のファミリーの経過を分析し、無効審判を請求する、または特許取消訴訟を提起する	申立て内容を精査し、必要に応じて訂正審判を請求する
	Point	・無効理由の構築に、五庁の審査経過を活用する	・無効審判に対しては、訂正審判を利用して無効理由を解消する
MY	Action	他国のファミリーの経過を分析し、無効の訴えを提起する	訴えの内容を精査し、必要に応じてクレームを補正(訂正)する
	Point	・無効審判に相当する制度がないため、司法手続きを活用する ・無効理由の構築に、五庁の審査経過を活用する	・今後、補正(訂正)の制限を緩和する法改正がされた後に有効である
PH	Action	他国のファミリーの経過を分析し、特許の取消請求をする	1. 申立て内容の精査を行い、必要に応じて訂正する
	Point	・侵害訴訟において、無効の抗弁が裁判所に認められると、特許が無効になった場合、効力が当事者だけではなく、第三者にも及ぶ(対世効)	・侵害訴訟における相手方の無効の抗弁に対して、慎重な対応が必要である
SG	Action	他国のファミリーの経過を分析し、無効審判、または、再審査を請求する	申立て内容を精査し、必要に応じて訂正する
	Point	・新設された再審査制度(第38A条)は、請求期間の制限はない	・五庁と同等の対応ができる
TH	Action	他国のファミリーの経過を分析し、特許無効の訴えを提起する	訴えの内容を精査し、対応を検討する
	Point	・無効審判に相当する制度がないため、司法手続きを活用する ・他国ファミリーの無効結果を裁判所に提出することが望ましい。	・誤訳訂正できない ・一方で、特許権者は、クレームの放棄を行うことができる(第53条)
VN	Action	1. 他国のファミリーの経過を分析し、鑑定を取得する 2. 有利な鑑定結果を用いて無効審判を請求する	1. 請求内容の精査を行い、鑑定を取得する 2. 有利な鑑定結果を用いて対応する(必要に応じて訂正)
	Point	・鑑定機関としてはVIPRI ^{*1} の鑑定が有効である	・鑑定機関としてはVIPRIの鑑定が有効である

※1 VIPRI: ベトナム知的財産研究所 (Vietnam Intellectual Property Research Institute)

表9 用語定義

<p>現地クレーム推測・確認 現地クレーム推測とは、請求項が現地語で書かれている場合や、包袋閲覧が不可能で最新のクレームが把握できない場合に、対応するファミリー出願(既に登録になったものを含む)を調べ、その英文クレーム(日本語、中国語など、理解できる言語のクレームであれば良い)の内容から、現地クレームを推測することを示す。 現地クレーム確認とは、現地クレーム推測を行って、同一クレームがない、類似のクレームがない、あるいは正確なクレームの内容が必要な場合に、現地クレームの翻訳を行い、その正確な内容を確認することを示す。</p>	<p>ファミリー経過分析 ファミリー出願(五庁推奨)の審査経過・審判経過を詳細に分析し、代理人と共に下記の対応を行うことを示す。 ①攻撃対象国とファミリー出願のクレームとの同一性を確認し、ファミリー出願の拒絶理由通知・拒絶査定・審判記録などの内容を確認すること。 ②適切な公知例の選択を行い、権利無効化(権利化阻止を含む)の理論を組み立てること。 ③権利が減縮されるべき範囲を予測し、その場合に自社の障害が解消するか否かの検討を行うこと。</p>
<p>早期権利化手段 PPH, ASPEC, 早期審査請求や、対応外国出願の審査結果を利用した早期権利化手段全般のことを示す。 実務としては、ファミリー出願(五庁推奨)において特許性が認められた場合、特許性の認められたクレームと同一の内容とする自発補正を行い、その旨を通知する。あるいは、拒絶理由通知に対し、ファミリー出願で特許性が肯定された際に用いた意見書の内容や補正内容で手続きを行うことが推奨される。 ASPECとPPHの利用は各国で状況が異なるため、表3を参照のこと。</p>	<p>ファミリー出願許可クレームの活用 ファミリー出願(五庁推奨)に許可クレームがある場合に下記の対応を行うことを示す。 ①当該許可クレームへ補正・訂正を行うことにより、拒絶理由通知・情報提供・無効審判などで示された公知例や拒絶(無効)理由を克服し、特許性を維持できるか検討する。 ②特許性維持可能と判断した際に、ファミリー出願(五庁推奨)許可クレームと同等のクレームに補正する。*第三者が独自の公知例を用いて攻撃してきた場合に、上記①、②の対応を行うことを含む。</p>
<p>申立て内容・拒絶理由通知の精査 申立(異議申立、情報提供、無効審判など)や拒絶理由通知における相手方(庁を含む)の主張および公知例の内容を詳細に分析し、代理人と共に対応することを示す。前記対応には、補正による登録可能性、訂正による無効化回避可能性、権利範囲が減縮した場合に他社製品をカバーできるか否かの検討を含む。</p>	<p>技術説明(審査官面談) 技術説明とは、現地代理人や審査官に対する技術説明のことを示す。審査官面談とは、現地代理人や出願人から審査官に対する面談のことを示す。</p>

に、制度の整備状況も運用実態も異なっており、改めて、ASEAN-6とひと括りに議論できるものではないこと

- ・シンガポール以外の5カ国（ASEAN-5）は、近年、特に、法改正が目まぐるしく行われていること

このような現状を踏まえると、知財担当者としては、ASEAN-6で、特許係争の脅威から自社の事業を守るためには、他者の最新の権利状況を把握し、各国の現地代理人などと密に連携しながら、最新の法制度や運用実態に沿って、いち早く行動することが大切であると考えます。

本稿が、ASEAN-6に進出を考える日本企業の皆様にとって、いずれかの国で、他者の特許出願に対して権利化を阻止したり、特許権を無効化したりする場合、あるいは、万が一、これらの無効化手段を受ける側に立った場合の効果的な対応策を検討する一助となれば幸いです。

注 記

- 1) 「ASEANの知財概況」(2018年5月30日、JETROバンコク事務所) p.5,
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20180530_1.pdf
- 2) 日本特許庁「諸外国の特許庁ホームページ」
<https://www.jpo.go.jp/toppage/links/others.html>
- 3) インドネシア公報閲覧ページ
https://pdki-indonesia.dgip.go.id/search?keyword=&page=1&show_filter=true&type=patent
- 4) マレーシア公報閲覧ページ
<https://iponlineext.myipo.gov.my/SPHI/Extra/IP/PT/Qbe.aspx?sid=637189057865691591>
- 5) フィリピン公報閲覧ページ
<http://onlineservices.ipophil.gov.ph/wopublish-search/public/patents?sessionId=441B2877FC9BA2A8EDDCE0E3E42D03B3?0>
- 6) シンガポール公報閲覧ページ
<https://ip2sg.ipos.gov.sg/Layouts/RPSWP/WP/CM/SearchSimple/IP.aspx>

- 7) タイ公報閲覧ページ
<https://patentsearch.ipthailand.go.th/DIP2013/simplesearch.php>
- 8) ベトナム公報閲覧ページ；IP LIB（書誌事項のみ、英語可）
<http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WLogin.php>
- 9) ベトナム公報閲覧ページ；DigiPat（登録特許のみ、ベトナム語）
<http://digipat.noip.gov.vn/>
- 10) JETRO インドネシア知的財産総局が提供する産業財産権データベースの調査（2018年度版）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/search_ip_communique2018.pdf
- 11) 日本特許庁ウェブページ「五庁（IP5）」
<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/index.html>
- 12) JETRO 「ASEAN知財動向報告会（2019年5月15日開催）」ASEAN知財概況紹介資料
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20190515_1.pdf
- 13) マレーシア知的財産公社ホームページ「Consultation Paper：Proposed Amendments To The Patents Act 1983」
<https://drive.google.com/file/d/1PYTxbQS3knujgKC7K0nE6Pp8VT71cKYb/view>
- 14) 「The Return of the Dependent Claims and Patents Act: A New Hope」（2019年9月6日）
<https://www.zicolaw.com/resources/alerts/the-return-of-the-dependent-claims-and-patents-act-a-new-hope/>
- 15) 工業所有権情報・研修館「マレーシアにおける特許無効手続の現状」記事要約（2017年12月11日）
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2018/05/c7dd515d877bc72507bfad776ba3c88a.pdf>
- 16) 「ASEAN 6カ国の産業財産権データベースから得られる統計情報に関する調査」pp.116-117（2019年4月 JETROバンコク事務所）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/201904asean6_2018.pdf
- 17) 工業所有権情報・研修館 新興国等知財情報データバンク「日本とフィリピンにおける特許審査請求期限の比較」
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/9372/>
- 18) 「フィリピン実体審査手続便覧」（実体審査手続

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

便覧 第VI章 実体審査手続 2. 審査手続一般 2.3a)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/philippines-tokkyo_jittai_binran.pdf

19) 「THE MANUAL FOR PATENT EXAMINATION PROCEDURE」 p.175

<https://drive.google.com/file/d/1vIZS7X81CdtRURtH9XSL8m44UiQtm0cJ/view>

20) REPUBLIC OF SINGAPORE GOVERNMENT GAZETTE ACTS SUPPLEMENT, INTELLECTUAL PROPERTY (DISPUTE RESOLUTION)

ACT 2019 (No.23 of 2019)

<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/23-2019/Published/20190911?DocDate=20190911#pr10->

21) SEAIPJ タイWG 活動実績報告

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/ip/seaipj/pdf/wg_tha_2019.pdf

22) Vietnam Intellectual Property Research Institute ホームページ

<http://www.vipri.gov.vn/>

(URL参照日は全て2021年3月30日)

(原稿受領日 2021年2年2日)

